

留萌市連携協定大学等活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市と連携・協働して地域の課題解決及び活性化を図ることを目的に、市内で活動する大学及び短期大学（以下「大学等」という。）に対し、予算の範囲内で活動費用の一部を補助することについて、留萌市補助金等交付規則（平成15年留萌市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する大学等とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学又は同法第108条に規定する短期大学であること。
- (2) 連携協定に関する協定書（以下「協定書」という。）を留萌市と締結していること。

(補助対象活動)

第3条 補助金の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、国等から補助金等の交付を受けていない活動とする。

- (1) 前条第2号に規定する協定書に記載されている活動
- (2) 大学等と留萌市が連携・協働で行う活動
- (3) その他市長が必要と認める活動

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、大学等から留萌市までの往復に要する費用で、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電車、バス等の公共交通料金
- (2) バス等借上料
- (3) 有料道路通行料
- (4) バス等の運転手の派遣に要する経費（ただし、大学等が所有するバス等を使用する場合に限る。）
- (5) 宿泊費（ただし、食事代は除き、1人1泊あたり5,000円を限度とする。）
- (6) その他補助対象活動に要する経費で市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1つの補助対象活動につき200,000円を上限とし、

補助金の対象となる経費の10分の10以内の額の補助金を交付するものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 1つの補助対象活動につき、同一年度内において2回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、留萌市連携協定大学等活動支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 活動計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 参加者名簿（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付適否を決定し、留萌市連携協定大学等活動支援補助金等交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象活動の内容を変更又は中止しようとするときは、留萌市連携協定大学等活動支援補助金内容変更等承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽易な変更で市長の認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、留萌市連携協定大学等活動支援補助金変更（中止）等承認（不承認）決定通知書（別記様式第7号）により、補助決定者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助対象活動が完了したときは、補助対象活動の完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、留萌市連携協定大学等活動支援補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書（別記様式第2号）

- (2) 収支決算書（別記様式第 3 号）
 - (3) 参加者名簿（別記様式第 4 号）
 - (4) 領収書等補助対象経費の支出を証明できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （補助金額の確定）

第 10 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、補助金の執行が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、留萌市連携協定大学等活動支援補助金確定通知書（別記様式第 9 号）により補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、補助決定者が補助金交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 補助決定者は、前条第 1 項に規定する通知を受けたときは、留萌市連携協定大学等活動支援補助金交付請求書（別記様式第 10 号）により補助金の交付を請求するものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。